表O―エチル＝O―4―ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名EPN）の項の次に次のように加える。

エチル＝5―クロロ―3（1H）―インダゾリルアセタート（別名エチクロゼート）	460μg／l	
イソプロピル＝2―（4―メトキシビフェニル―3―イル）ヒドラジノホルマート（別名ビフェナゼート）	46μg／l	
2―tert―ブチル―5―（4―tert―ブチルベンジルチオ）―4―クロロピリダジン―3（2H）―オン（別名ピリダベン）	0.051μg／l	
（±）―5―アミノ―1―（2，6―ジクロロ―α，α，α―トリフルオロ―p―トリル）―4―トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール―3―カルボニトリル（別名フィプロニル）	19μg／l	
4―（2，2―ジフルオロ―1，3―ベンゾジオキソール―4―イル）ピロール―3―カルボニトリル（別名フルジオキソニル）	77μg／l	
（4RS，5RS）―5―（4―クロロフェニル）―N―シクロヘキシル―4―メチル―2―オキソ―1，3―チアゾリジン―3―カルボキサミド（別名ヘキシチアゾクス）	36μg／l	
1―｛3―クロロ―1―メチル―4―[（5RS）―5，6―ジヒドロ―5―メチル―1，4，2―ジオキサジン―3―イル]，ピラゾール―5―イル｝―3―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）尿素（別名メタゾスルフロン）	30μg／l	

○環境省告示第八十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ニ、第三号ハ及びニ並びに別表第一の二第十四号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十月十八日　　環境大臣　細野　豪志

一　海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第三号イに掲げるZ類物質と同程度に有害である物質は、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの共重合物並びにスチレン、メタクリル酸メチル及びアクリル酸の共重合物の混合物（分子量が三千以上三十万以下のもの及びその混合物であって、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの共重合物の濃度が四重量パーセント以下かつスチレン、メタクリル酸メチル及びアクリル酸の共重合物の濃度が二十三重量パーセント以下のものに限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、〇とする。

二　海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、塩化マグネシウム含有物（塩化マグネシウムの濃度が一重量パーセント以上二十一重量パーセント以下のものであって、塩化カリウムの濃度が七重量パーセント以下かつ塩化カルシウムの濃度及び塩化ナトリウムの濃度がそれぞれ一重量パーセント以上八重量パーセント以下のものに限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、〇とする。

○防衛省告示第二百五十五号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十三年十月十八日　　防衛大臣　一川　保夫

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十三年六月二十四日防衛省告示第百四十九号）	平成二十三年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十三年十一月七日から平成二十四年二月六日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（平成二十三年九月二十六日防衛省告示第二百三十八号）	平成二十三年十月三日から同月二十七日まで	平成二十三年十月二十八日から平成二十四年一月二十七日まで

○関東地方整備局告示第三百九十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

東金市丹尾字新田八三番一から同市丘山台一丁目一五番三まで　前　一四・〇〇～一八一・〇〇（メートル）　〇・四五六（キロメートル）

後　三〇・〇〇～一八一・〇〇（メートル）　〇・四五六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日　　関東地方整備局長　下保　修

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百二十六号

三　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

東金市丹尾字新田八四番七から同市小野字羽戸一四二二番四まで　〇・〇〇～一〇〇・〇〇（メートル）　〇・四五六（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十三年十月十九日

○中国地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日　　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号